

## 書面調査票記入シート（電気）

## 【調査 1：情報公開ガイドラインについて】

（1）所管の公共料金分野について、情報公開ガイドラインに対応した情報公開の現状はどうなっているか。また、ガイドライン策定以降、情報公開を巡る状況・情報公開の内容について大きく変更した点は何か。また、変更の要因は何か。（情報公開ガイドラインを策定されていない場合は、これに準ずるものについての現状、変更点等、また、今後の策定の予定について、ご説明ください。）

「電気料金情報公開ガイドライン」は、以下の基本的考え方を踏まえ、平成 11 年 12 月に策定している。

- （1）行政は、料金設定のプロセスを透明化するために、料金算定のルールを予め明確化し、これを公開することが必要である。
- （2）また、電気事業者の自主的経営判断が重要になることに伴い、その説明責任が明確化されることが必要であるが、そのためには、事業者からも十分な情報が公開されることが必要である。

電気料金情報公開ガイドラインにおいては、行政及び事業者が公開すべき情報を定めており（別紙 1 参照）、当該ガイドラインに従い、①法令として公開される情報、②積極的に公開する情報、③求めに応じて開示するものと分類した上で、情報公開を行っているところである。

電気料金情報公開ガイドラインについては、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」※において、第三者が料金の適正性の確認、妥当性の評価が行えるよう具体的な算定方法やその値等の公表、経営効率化等に係る事業者による具体的な説明等、電気料金の適正性の確保のための情報公開の必要性が指摘されたことを踏まえ、平成 24 年 3 月に大幅な改正を行った。

これを踏まえ、例えば、従来、「求めに応じ開示する情報」とされていた認可申請書類については「積極的に公開する情報」とし、平成 24 年度に値上げ申請がなされた、東京電力、関西電力、九州電力、東北電力、四国電力は即日ホームページにおいて公表を行った。

※電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議は、平成 23 年 11 月以降、現行の電気料金制度とその運用のあり方について検討を行い、平成 24 年 3 月に報告書を取りまとめた。

(2) 情報公開ガイドラインの中には、

- ・ 料金、加入金・負担金等の根拠
- ・ 主要な他事業者との料金格差の要因の説明
- ・ 設備投資計画の妥当性を説明するための情報
- ・ セグメント別収支（路線別又は路線群別、部門別等）
- ・ 料金、サービスの質等に関する比較対照情報

が含まれているか。（情報公開ガイドラインを策定していない場合は、これに準ずるものについて、ご説明ください。）

各項目については、電気料金情報公開ガイドラインにおいて、以下のとおり定められている。

＜料金、加入金・負担金等の根拠、主要な他事業者との料金格差の要因の説明＞

料金等については、「料金設定・変更時の説明資料等」及び「事業者ルールに即して算定した部分の妥当性」（具体的には、申請書、概要説明資料等）が「事業者が積極的に公開する情報」として位置づけられている。電力会社の料金算定は共通ルールである、一般電気事業供給約款料金算定規則に基づいて行われるものであるため、他事業者との料金格差の要因については、原価項目を参照することで比較可能となっている。

＜設備投資計画の妥当性を説明するための情報＞

設備投資計画に関する情報については、料金改定認可申請書類とともに提出される「経営効率化への取組」に記載されているが、これについても「料金設定・変更時の説明資料等」として事業者が積極的に公開する情報とされている。

＜セグメント別収支＞

一般電気事業者の規制部門と自由化部門の部門別収支については、一般電気事業者が毎年度作成する「部門別収支計算書」を積極的に公開する情報と位置づけている。

＜料金、サービスの質等に関する比較対照情報＞

新たに設定される料金メニューがどのような需要家にメリットがあるか、消費者への情報提供のあり方等については、各種説明資料、パンフレット等に記載されているが、「料金設定・変更時の説明資料等」として積極的に公開する情報に位置づけられている。

## 【調査2：料金の水準・内容の説明】

原価として認める費用項目やその水準に関する基準（「審査要領※」等）を策定・公表しているか。（策定・公表済みの場合は、資料をご提出頂き、ご説明ください。仮に、現在策定・公表されていない場合、これに準ずるものとして、どのような情報を策定・公表しているか、また、今後の検討の予定について、ご説明ください。）

### ※〇〇〇料金分野における審査要領（イメージ）

- ・人件費は、従業員1000人以上の企業平均値を基本に査定する。
- ・普及啓発費（例：広告宣伝費）は、公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める等

小売料金の原価として認める費用項目及びその算定方法は、一般電気事業供給約款料金算定規則において規定している（別紙2参照）。

また、その認可に当たっては、「一般電気事業供給約款料金審査要領」に従って審査を行うこととされているが、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」の提言を受け、平成24年3月に当該審査要領が改正され、人件費を始めとして原価算定に当たっての具体的なメルクマールが設定された。

### 一般電気事業供給約款料金審査要領（抜粋）

算定規則第3条に基づいて申請事業者が算定した営業費については、営業費項目ごとに、料金認可時に原価として認めることが適当であるか否か、また、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（平成24年3月）」で提示された料金認可時の査定方針を踏まえ、次のとおり審査するものとする。

1. 人件費（基準賃金及び賞与等）については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差についても考慮する。役員給与や福利厚生費についても、同様の考え方を適用する。
2. 燃料費、購入電力料については、原価算定期間内に契約が満了するものについて、燃料においては共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。
3. 修繕費については、事業者各社一律に設定するのではなく、各社ごとに、過去実績を元にした基準（帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕費率等）等をメルクマールとして設定する。査定時には、効率化努力と併せて、今後想定される投資の増加に対する事業者の取組を個別に考慮する。

4. 設備関係費（減価償却費、固定資産除却費）については、経営効率化を評価するに当たっては、事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものについては、例えば、一定の基準等で原価を査定する。火力発電所を新設・増設・リプレースする場合に入札を行わずに自社で建設する場合には、入札された場合に想定される価格低減効果等を基準に査定する。個別査定を行うことに伴い、第4節に定める比較査定の対象から外す。
5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から個別査定を行う項目を可能な限り拡大する。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準、過去の類似事例の入札実績等を基準に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。（1）普及開発関係費については、インターネットやパンフレット等を利用した電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める。オール電化関連の費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。PR館等の費用については、販売促進に係る応分の費用については、原価への算入を認めない。ただし、原価への算入を認めないとする費用であっても、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。（2）寄付金については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。（3）団体費については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。（4）研究費における一括分担金のように、事業者間で販売電力収入等一定の比率により各社の負担額が定まるものについては、個別の研究内容を確認できず査定が行えない場合には、原価算入を認めない。
6. 電力会社間の同種の設備と比較して、著しく低い稼働率となっている設備に係る減価償却費等の営業費については、正当な理由がある場合を除き原価算入を認めない。
7. その他電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価算入を認めない。

【調査3：料金妥当性の事後的・継続的検証】

料金認可及び届出時の料金体系の妥当性を継続的に確保するために実施する、事後的・継続的な検証について

(1) 料金認可及び届出時の料金水準の根拠となる定量的なデータ(原価、需要予測、各種前提)について、その算出根拠は明確に公表されているか。(仮に現在公表されていない場合、どのような情報を公表し、料金水準の根拠を説明しているか、また、事後的・継続的検証に資するよう、原則として、規制官庁に提出させることや対外的に公表することについて、どのように考えているかについてご説明ください。)

一般電気事業供給料金算定規則に基づき算定された原価、その前提となる需給関係については、「電気料金情報公開ガイドライン」における「料金設定・変更時の説明資料等」として事業者が積極的に公開することが求められている。平成24年度に料金認可申請を行った各社においては、これに基づきホームページにおいて公表を行った。

また、事後的な検証に資するよう、一般電気事業者が、部門別収支計算規則に基づき、毎年度作成する規制部門と自由化部門の「部門別収支計算書」については、事業者が積極的に公開する情報と位置づけている。

(2) 料金の妥当性について、定量的なデータを用いた事後的な検証をどのような方法で行っているか。(確認している具体的な指標、費用項目、経理情報等及びこれらの定量的なデータをお示しください。仮に、現在行っていない場合、どのような情報・方法により、事後的な検証が行われているか、また、今後、定量的なデータを用いた事後的な検証について、その検討の予定をご説明ください。)

事後的な検証については、電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書の以下の提言内容を踏まえ、実施することとしている。なお、「原価算定期間終了後の事後評価」については、パブリックコメントを経て、定量的な基準を「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」において設定。これにより、各社の事後的な評価を今後実施していく。

「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)(抜粋)

#### ②原価算定期間内における評価

原価算定期間内においては、毎年度、事業者が決算発表時等に、決算実績や収支見通しを説明するとともに、利益の使途や料金改定時に計画した効率化の進捗状況等を需要家がわかりやすい形で説明する。

また、部門別収支については、「電気料金情報公開ガイドライン」上、規制部門の利益によって自由化部門の赤字を補填することを防ぐ観点から、これまで自由化部門が赤字の場合のみ公表することとしてきたが、評価の透明性の観点から、常に公表する。

#### ③原価算定期間終了後の事後評価

原価算定期間終了後、事業者が料金改定を行わない場合には、行政が原価算定期間終了後も引き続き当該料金を採用する妥当性について評価を実施する。その際、事業者が自ら部門別収支ベースで原価と実績値を比較し、その差異の要因を説明することに加え、これまでの利益の使途についても併せて具体的に説明するとともに、現行料金単価を維持した場合に想定される収支見通し(翌1年分)、収支における経営効率化の寄与分、利益の使途等について事業者が具体的に説明することにより、原価算定期間終了後も引き続き当該料金を採用する妥当性を評価する。その際、収支見通しについては、部門別収支の算定方法を参考に、規制部門の収支についても算定を行う。

行政は、これら事業者による評価を評価し、事業者の経営効率化インセンティブも考慮しつつ、経営状況に照らして必要以上の内部留保の積み増しや株主配当が確認され、需要家利益を阻害するおそれがあると認められる場合、又は、今後の収支見通しが悪化し、現行の料金水準を維持することで、電気の安定供給に支障が生ずるおそれがあるような場合には、必要に応じて電気事業法第106条第3項に基づき報告徴収を行うとともに、電気事業法第23条に基づく料金認可申請命令の発動の要否について検討することが適当である。

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令について（概要）

消費者委員会の「東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見」（平成24年7月13日）において、料金変更認可申請命令等を含めた法令等の見直し・整備にかかる検討を行うことが提言されたことを踏まえ、電気事業法第23条に基づく料金認可申請命令の発動の定量的な基準について、原価算定期間終了後の事後評価において、以下のステップで得られた情報に基づき、認可申請命令の発動の要否を検討する。

①電気事業利益率による基準

規制部門の電気事業利益率の直近3カ年度平均値が、電力会社10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

②累積超過利潤による基準

①に該当している場合、料金改定時の事業報酬から想定される水準を超過して規制部門が利益（超過利潤）を計上することにより、前回料金改定以降の超過利潤の累積額が当該事業報酬の額を超えているかどうかを確認。

(3) また、その結果について、対外的にどのように公表しているか。以後の料金認可及び届出手続きにどのように反映させていくのか。

電気料金の適正性に関する事後評価の結果については、資源エネルギー庁ホームページ等において公表することを予定している。

事後評価の結果、基準に該当する場合には、電事法第 23 条に基づく料金認可申請命令の対象となる。

**【調査 4 : 料金変更命令等】**

現行の料金水準が適当ではないと判断される場合は、料金改定を命令できるような定量的な基準等の要件が策定されているか。(既に策定されている場合は、それについてご説明ください。仮に、現在策定されていない場合、どのような情報・方法により、料金改定を命令、促しているか、また、今後、定量的な基準等の要件の策定について、その検討の予定をご説明ください。)

調査 3 (2) において回答済み

【調査5：料金認可手続きにおける消費者の参画等】

(1) 料金認可手続の一環として、原則として、公聴会を開催しているか。

また、その際には、

- ・多くの消費者が参加できるような、回数や場所についての設定
- ・(意見陳述を要請する際には) 時間的余裕を伴った、参加通知、関連資料の提供
- ・意見陳述のみならず、質疑応答の機会の設定
- ・消費者の利益を代弁できる者(例えば、消費者団体の代表者等)の参加を確保を行っているか。

電気事業法第108条の規定により、同法第19条第1項の規定による電気料金の認可処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならないとされている。

公聴会の開催については、同法施行規則の規定に基づき、公聴会の期日の21日前までに件名、期日、場所及び事案の要旨を告示することとなっているほか、記者クラブへの資料配付、ホームページへの掲載、地方自治体等の関係機関への資料送付及び掲示依頼の方法により、広く周知を図ることとしている。

昨年の東京電力株式会社による電気料金の値上げ申請に係る公聴会の開催に当たっては、東京(経済産業省、平成24年6月7日)及び埼玉(さいたま新都心合同庁舎、平成24年6月9日)において開催した。周知については、開催日の21日前の5月14日から5月23日まで意見陳述の希望者を募集し、官報及び当省Webサイトに案内を掲載するとともに、消費者団体、中小企業団体、自治体など300以上の団体に周知を依頼した。

公聴会当日においては、両日合わせて、延べ15人の意見陳述人と延べ264人の傍聴者が参加した。また、参考人として、消費者団体、学識経験者、地方自治体、中小企業団体を招へいた。十分な準備期間を取るため、陳述人に対しては、5月28日に通知した。各持ち時間の中で質疑応答も実施した。

公聴会に加え、広く国民の意見を聞くため、インターネット等を通じた意見募集(国民の声)も実施した。具体的には、「電子政府の総合窓口」(e-Gov)及び経済産業省ホームページに資料を掲載し、平成24年5月11日から6月9日まで意見募集を行った。国民の声に寄せられた意見(2,336件)は、公聴会での意見と合わせて電気料金審査専門委員会での審議の上回答を公表した。

また、関西電力及び九州電力の料金値上げ申請においても、上記と同様の対応に加え、公聴会の開催について、関西電力に関しては11月26日から1月15日まで、九州電力に関しては11月27日から1月16日まで2ヶ月弱の周知期間を取り、消費者庁や全国消費団体連合会の御協力も得ながら、関西・九州地域の地方自治体、消

費者団体、中小企業団体累計で1,200団体に対して周知の連絡を行った。この結果、大阪会場で26名、福岡会場で36名と東京電力の公聴会における意見陳述人15名を大きく上回った。

(2) 料金改定案を決定する審議会のみならず、実質的な検討を行う研究会、委員会、WTも、原則として、公開しているか。また、消費者の利益を代弁できる者（例えば、消費者団体の代表者等）が構成員となっているか。

「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」を踏まえ、電気料金認可プロセスにおいて、中立性・客観性を確保しつつ、外部専門家の知見を取り入れるため、総合資源エネルギー調査会総合部会の下に、電気料金審査専門委員会を設置しているが、研究会等は設置していない。

専門委員会は、中立的・客観的かつ専門的な観点から、料金査定方針等の検討を行い、経済産業大臣に対して意見を行うこととしており、審議内容については公開しており、配付資料及び議事概要、議事録は当省ホームページに掲載しており、本会議の様子は、METIチャンネル（Webサイト）で公開している。

委員の構成については、第1回から第10回においては学識経験者や会計の専門家から構成しており、また、全ての回において消費者団体、消費者庁からオブザーバーとしての参加を得ている。第11回以降においては消費者問題の専門家も委員に加わっている。

(3) 料金の認可手続等に当たって、事業者から提供されるべき情報に、特に、事業者の部門別・サービス種類別のセグメント情報、子会社・関連会社との取引（随意契約に関する情報含む）、関連する商業・不動産業等非本業部門等の連結会計情報を含めているか。

小売料金は、一般電気事業供給約款料金算定規則に基づいて算定されるが、当該算定プロセスにおいては、規制部門と自由化部門、ネットワーク関連部門等の費用を区分することが求められており、この算定結果が記載された申請書類が経済産業大臣に申請され、公表されることになっている。

また、子会社・関連会社との取引（随意契約に関する情報含む）や連結会計情報については、制度上、提出することにはなっていないものの、料金の認可手続における電力会社の経営効率化を確認する観点から、電気料金審査専門委員会において、必要に応じ、電力会社から資料の提供を受け、これを公表している。

**【調査 6：経営効率化の促進】**

料金認可及び届出手続きにおいて、どのような方法で、経営効率化の度合いを判断しているか。また、その結果を、公共料金に、どのように反映しているのか。

電気料金を認可するにあたっては、原価に関し、電気事業法第 19 条第 2 項第 1 号に基づき、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」が求められている。また、一般電気事業供給約款料金審査要領を定め、これに基づき、電気料金審査専門委員会において、原価の適正性を評価している。

【調査7：高齢者等に対する情報提供】

高齢者、障害者等に対して料金・サービスの内容に関する情報を提供するに当たり、どのような工夫がされているか。

事業者によれば、料金やサービスの内容について、営業所窓口や電話でのご相談・お問い合わせ事例も参考としつつ、社会福祉法人とも連携し、以下のような取り組みを実施していると承知している（全ての会社において対応しているわけではない）。

- ・点字版 供給約款を営業所等に備え付け
- ・点字による「ご使用量のお知らせ」（検針票）や領収書をご希望者へ発行
- ・点字による「電気のご案内」を作成し、ご希望者へ契約開始時にお届け
- ・耳や言葉の不自由なお客さまからのお問い合わせ方法として、専用のFAX窓口を設置

【調査 8 : 今後の課題】

消費者への情報提供の一層の充実が求められているが、ガイドライン等に見直すべき箇所はあるか。また、情報公開に関する今後の課題、やるべきこととしてどのような点が考えられるか。

「電気料金情報公開ガイドライン」は平成 24 年 3 月に改正を行ったところであり、まずは、改正内容に基づき適切な運用を行っていくことが必要と考えているが、消費者ニーズを踏まえ、適宜適切なタイミングで、検討を行ってまいりたい。

以上